

## 第5期 雲南市農業委員会第25回総会議事録

1. 日 時 平成28年7月20日(水) 13:30~14:54

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員(30名)

1番 渡部洋一	3番 岡田康弘	4番 竹内 勉	5番 片寄健治
7番 鳥谷悦雄	8番 高橋敬二	10番 周藤寛洲	11番 藤原修至
12番 橋本 博	13番 松原利廣	14番 高田 耕	15番 青木征温
17番 柳原昌広	19番 白築美雄	20番 中西康一	21番 嘉本輝雄
22番 渡部満憲	23番 鶴原能也	24番 廣澤幸博	25番 錦織邦男
26番 岡田 伸	27番 持田明典	28番 川上蘆求	30番 高島幹雄
31番 陶山直利	32番 小田久義	34番 山本博子	35番 宇都宮敏章
36番 石橋義明	37番 加藤一郎		

4. 欠席委員(7名) 2番 高尾茂通 6番 日野一夫 9番 永井尚二  
16番 内部武雄 18番 白築 進 29番 山本裕子  
33番 藤原 好

5. 事務局又は説明者 事務局長 長妻英文 統括主幹 女鹿田比文  
主 幹 白築 香 主 幹 大塚雄彦  
(国土調査課) 主査 佐藤 勝

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第152号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第153号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について
- ・議第154号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第155号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第156号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について
- ・議第157号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第158号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりました。 ご起立ください。
事務局	一同互礼。 ご着席ください。
議 長	ただ今の出席委員は30名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第25回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
議 長	日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、13番松原利廣委員、14番高田 耕委員を指名します。
議 長	日程第2、諸報告を行います。 事務局より説明を求めます。
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について</li> <li>・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について</li> <li>・田畑転換届出の受理について</li> <li>・農地法第4条第1項第8号（施行規則第32条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について</li> <li>・会議等の報告事項について</li> <li>・会議等の予定について</li> </ul>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。</p> <p>それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。</p> <p>なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>質問はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行います。</p> <p>それでは最初に、「議第152号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	議案書7ページ「議第152号 農地法第3条の規定による許可申請について」説

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>明します。</p> <p>8 ページをご覧ください。2 件の申請が出ております。</p> <p>申請番号 1 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも畑で面積は 509 m<sup>2</sup>です。権利の種別は 3 条の無償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」という事です。本家分家の関係ということで土地代は無償という事です。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>なお本案件は申請者代理人として〇〇委員が携わっておられる案件です。</p> <p>申請番号 2 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外 1 筆、地目は登記簿、現況とも田で面積は合計で 1,822 m<sup>2</sup>です。権利の種別は 3 条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「農地から距離があり耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」という事です。土地代は 10 アール当り 126,000 円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>以上、2 件については「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明を終わります。「議事参与の制限」に該当する申請番号 1 番の案件がございしますので、最初に「議事参与の制限」に該当する案件である申請番号 1 番を除く案件、申請番号 2 番についてご審議いただきます。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>お諮りいたします。「議第152号 農地法第3条の規定による許可申請について」申請番号1番の案件を除く案件、申請番号2番については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第152号 農地法第3条の規定による許可申請について」、申請番号2番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議事参与の制限」に該当する申請番号1番の案件について審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、○番○○委員にはご退席願います。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第152号 農地法第3条の規定による許可申請について」申請番号1番の案件については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第152号 農地法第3条の規定による許可申請について」、申請番号1番の案件については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>○番○○委員にはご着席願います。</p>
議 長	<p>次に、「議第153号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」を議題とします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページ「議第153号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」説明します。</p> <p>議案書11ページ及び資料No.1をご覧ください。</p> <p>議案上程の理由は、空き家付農地について、指定追加及び指定解除の事案が発生したためです。議案書11ページの別表2、農地法施行規則第17条第2項の適用につきまして、新たに〇〇町〇〇△△-△、△△-△の2筆を加え、〇〇町〇〇△△-△、△△-△、△△-△、△△-△の4筆を解除し、計39筆を区域としたいと考えております。対象物件の詳細は資料No.1、3～4ページをご覧ください。</p> <p>承認を得ることができましたら、平成28年7月20日告示といたします。また、変更後の空き家付対象物件は資料No.1、1ページのとおり、11物件で変更ありません。</p> <p>以上の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました但、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第153号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第153号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について」は、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第154号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページ、「議第154号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」説明をいたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>13ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番  ○○町○○△△-△、外1筆地目は登記簿 田、現況 宅地で、面積は合計 184.9 m<sup>2</sup>です。申請人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は車庫、農業用物置及び墓地で、車庫、1棟 15 m<sup>2</sup>、物置 1棟 9 m<sup>2</sup>及び墓碑 1棟を建築されます。</p> <p>転用の理由は、農業用車庫及び農業用物置がなく簡易な建物を建築したい。また墓地は自宅から少し離れており墓地への往来及び永代管理が困難であるためです。</p> <p>始末書が提出されており、「昭和56年8月に農業用車庫、及び進入路として整地してしまった。」とのことです。</p> <p>農用地 区域外で、確認は○○委員さんです。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番  ○○町○○△△-△、地目は登記簿 田、現況 畑で、申請面積は 9.9 m<sup>2</sup>です。申請人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は墓地です。</p> <p>転用理由は、現在の墓地は自宅から少し離れており墓地への往来及び永代管理が困難であるためとのことです。</p> <p>農用地 区域外で、確認は○○委員さんです。</p> <p>農地区分は「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号3番  ○○町○○△△-△、地目は登記簿 畑、現況 畑、面積は合計 9.61 m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑 1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は高低差のある場所(山の中)にあるため、自宅付近にある畑に移したい。」とのことです。</p> <p>第1種住宅地域で、確認は○○委員さんです。</p> <p>農地区分は、申請地が都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号4番  ○○町○○△△-△、外1筆、地目は登記簿 畑、 現況 畑、面積は合計 52.9 m<sup>2</sup>です。申請人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は墓地、管理地及び参道で、墓碑 1棟を建築されます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>転用理由は、「現在の墓地は、自宅裏山にあり急傾斜事業により移転を余儀なくされ、住宅近くの申請地に移転したい。また周囲に墓地管理地と進入路を設けたい。」とのことです。</p> <p>農用地 区域外で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>以上、4件の申請についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>
8 番	<p>8番〇〇です。1番の案件について始末書が出ておりますので説明させていただきます。この農地につきましては、昭和56年8月に離れを増築した際に、農機具車庫及び進入路を敷地とし整地をし建築したということです。その後農機具用の物置が不足したために、簡易な物置を建築し現在に至ったということです。当時は自分の農地法の認識が全くなく無断転用したということです。今後は法令を遵守しこのような事が無いよう十分に注意すると言う事で大変申し訳なかった。寛大な処置をいただきたいということでお断りがあっております。</p>
議 長	<p>ただ今事務局、確認委員から説明をいたしました。質疑はありませんか。</p>
1 5 番	<p>15番〇〇です。1番の案件は、どのようにして発覚しましたか。</p>
8 番	<p>今回無断転用になっていた続きに墓地を作りたいということで手続きをしたら、既に建物が建っており農地のままであったということがわかったということからです。</p>
1 5 番	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>他に質疑はございませんか。無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第154号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第154号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定をいたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>次に、「議題155号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書15ページ「議第155号農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>16ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿 畑・現況 雑種地が1筆、登記簿 田・現況 雑種地が1筆、面積は566㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の宗教法人△△代表役員△△△△さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画14台分を整備されます。転用理由は、「檀信徒、参拝者及び来客用の駐車場を確保するため。」ということです。始末書が提出されておりまして、「昭和57年3月に整地し、利用してきた。」ということです。平成28年2月26日に農用地除外の許可が出ており、土地代は10アール当り176,000円、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は632㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は個人住宅で、住宅1棟104.71㎡、駐車区画3台分を建築されます。転用理由は、「家族が増え現住居は狭くなり、また老朽化して拡張することもできないので申請地を譲り受け、住宅を建築する。」ということです。平成28年5月26日に農用地除外事前了承が出ております。土地代は10アール当り316,000円、確認は〇〇委員さんです。農地区分は、「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の「集落接続」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は1,730㎡の内786㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇市〇〇区の△△△△さん、△△さんです。転用目的は太陽光発電施設で、太陽光発電パネル243枚、397㎡を建設されます。転用理由は、「太陽光発電用地として活用するため。」ということです。農用地区域外で、賃借料は10アール当り127,000円、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>申請番号4番</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は 549 m<sup>2</sup>です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。△△さんです。転用目的は個人住宅で、住宅 1 棟 89.35 m<sup>2</sup>、駐車区画 3 台分を建築されます。転用理由は、「現在住んでいる住宅の老朽化に加え、裏に崖があることが不安であるため、申請地に新居を建築したい。」ということです。平成 28 年 5 月 26 日に農用地除外事前了承が出ております。土地代は無償、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は先ほどの 1 番と同じであります。</p> <p>申請番号 5 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は 239 m<sup>2</sup>です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は物置及び駐車場で、物置 1 棟 40.00 m<sup>2</sup>、駐車区画 2 台分を建設されます。転用理由は、「現在の物置が狭いうえに老朽化しており、申請地を譲り受けて物置を新築したい。また、駐車場も不足しているため、2 台分の駐車場としたい。」ということです。平成 28 年 5 月 26 日に農用地除外事前了承が出ております。土地代は 10 アール当り 1,046,000 円、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は先ほどの 1 番と同じであります。</p> <p>申請番号 6 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外 1 筆、地目は登記簿田・現況畑、面積は 1,301 m<sup>2</sup>です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇県〇〇市の(株)△△代表取締役△△△△さんです。転用目的は太陽光発電施設で、太陽光発電パネル 100 枚、168.43 m<sup>2</sup>を建設されます。転用理由は、「申請地を借り受け、太陽光発電施設敷地として利用したい。」ということです。△△-△は農用地区域外、△△-△は準工業地域で、転用期間は 20 年間、賃借料 10 アール当り 75,000 円、確認は〇〇委員さん、〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから第 2 種農地と、「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから第 3 種農地と判断致しました。許可条項は「農地法施行令第 18 条第 1 項第 1 号イの「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもの」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号 7 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況畑、面積は 193 m<sup>2</sup>です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は駐車場及び農業用倉庫で、倉庫 1 棟 6.00 m<sup>2</sup>、駐車区画 2 台分を建築されます。転用理由は、「自己所有農地を管理するために、車両駐車場を整備し、農業用倉庫を設置したい。」ということです。農用地区域外で、土地代は 10 アール当り 1,560,000 円、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は先ほどの 1 番と同じであります。</p> <p>申請番号 8 番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は 203 m<sup>2</sup>です。権利の種別は</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は車庫・物置及び宅地拡張で、車庫・物置1棟 15.37 m<sup>2</sup>を建築されます。転用理由は、「申請地を譲り受け、車庫・物置、庭、家庭菜園の場所として利用したい。」ということです。始末書が提出されておりまして、「昭和57年6月に車庫・物置を建て、また、一部を庭として利用してきた。」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の第1種住居地域に指定されております。賃借料は10アール当たり1,500,000円、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号9番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況畑、面積は262 m<sup>2</sup>です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇府〇〇市の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は車庫で、車庫1棟 60.00 m<sup>2</sup>を建築されます。転用理由は、「申請地を譲り受け、車庫を新築する。」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の近隣商業地域に指定されております。土地代は10アール当たり763,000円、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は先ほどの8番と同じであります。</p> <p>申請番号10番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも田、面積は451 m<sup>2</sup>です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は個人住宅で、住宅1棟 150.98 m<sup>2</sup>、駐車区画4台分を建築されます。転用理由は、「申請地を譲り受け、住宅を新築したい。」ということです。農用地区域外で、土地代は10アール当たり6,651,000円、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「申請地は道路、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えている地域である。」ことから、第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>以上10件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>
24番	<p>24番〇〇です。申請番号8番の件ですが、始末書が出ておりますので説明をいたします。譲受人の△△さん宅は昭和39年水害で建物が崩壊した際に譲渡人の□□さんから△△-△を借り受けて住宅を建てておられます。このたび住宅の前の△△-△も借りて野菜を作っておられました。しかし、このたび母屋の改築を始める際に所有者の□□さんから借地を譲り受けることになり今回5条申請をされました。昭和57年6月に無断で車庫と物置を建ててしまい、またその一部を庭として利用してきました。これは農地法に違反しており、深く反省しているということでもありますのでよろしくお願いいたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長  事務局	<p>他に補足説明はありませんか。</p> <p>申請番号1番の件です。担当の〇〇委員さんと隣接の農業委員さんも本日欠席という連絡を受けておまして、1番の始末書案件について代わりに説明をさせていただきます。この農地については、昭和57年3月に檀信徒、参拝者及び来客用の駐車場が不足し、整地し現在に至っている案件です。昨年のあるところで△△-△と△△-△が墓地用地ということで転用の申請が出ておりました。この段階で駐車場も無断転用であるということで、担当の農業委員さんが指導をしておられたものです。除外の申請等がありこの時期になったという事であります。当時は農地法の知識が不足無断転用となっていたことで、このような不始末が無いよう十分注意したい。何とぞ寛大な処置を賜りたいと言う事で始末書が出ております。</p>
議 長  15番	<p>他に補足説明はございませんか。</p> <p>1,000㎡を超える案件は補足説明をお願いします。</p> <p>15番〇〇です。6番の案件ですが、太陽光発電をやりたいと言う事で、1,000㎡を超えるので2人の農業委員さんの確認をして欲しいと代書人さんが来られました。最初に〇〇委員さんが確認をしておられ、私も説明を受けながら〇〇さんといっしょに確認をしました。〇〇の業者の方ですが、太陽光を付けて利用したいということで資料も添付してありましたので、よろしいのではないかと確認したところです。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。無いようですので、ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第155号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長 議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第155号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定をいたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>次に、「議題156号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書20ページ「議第156号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」説明します。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿田・現況畑、面積は403㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇市〇〇の△△△△. △△さんです。転用目的は個人住宅で、住宅1棟79.50㎡を建築されます。確認は〇〇委員さんです。変更前の転用目的は個人住宅で、許可日は平成14年12月10日です。計画通り事業を遂行できない理由として、□□さんは〇〇市で土地建物を取得し不要となったためということです。</p> <p>以上1件の案件ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。確認委員である〇〇委員は本日欠席であります。</p> <p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はありますか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第156号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第156号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議題157号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書22ページ「議第157号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>23ページをご覧ください。</p> <p>今回の案件は〇〇町3件、〇〇町1件、〇〇町1件、〇〇町1件、〇〇町1件の計7件申請されております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。</p> <p>また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する申請番号5番の案件がございますので、協議の際にご配慮ください。</p> <p>14時40分まで、暫時休憩といたします。ご協議をお願いします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p>先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。</p> <p>最初に、「議事参与の制限」に該当する案件である申請番号5番を除く案件について発表していただきます。</p> <p>〇〇町より順次発表願います。</p>
1 1 番	<p>11番〇〇です。〇〇町3件、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
1 2 番	<p>12番〇〇です。〇〇町1件、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
2 5 番	<p>25番〇〇です。〇〇町1件、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
3 番	<p>3番〇〇です。〇〇町1件、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>「議第157号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号5番を除く案件については申請のとおり全て妥当とし市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第157号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号5番を除く案件については申請のとおり全て妥当とし市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議事参与の制限」に関わる申請番号5番の案件についてのみ審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、○番○○委員にはご退席願います。</p> <p>それでは、申請番号5番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を○○町より発表していただきます。</p>
5 番	<p>5番○○です。妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第157号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号5番の案件については申請のとおり妥当とし市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第157号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号5番の案件については申請のとおり妥当とし市長に報告することに決定いたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	○番○○委員にはご着席願います。
議 長	次に、「議第158号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」を議題とします。 国土調査課より説明を求めます。
国土調査課	<p>国土調査課の○○です。よろしくお願います。</p> <p>「議第158号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」説明します。</p> <p>最初に、地籍調査の概要について説明します。資料No.2をご覧ください。雲南市の地籍調査の実施状況ですが、現在地籍調査を実施しているのは、大東町と三刀屋町です。平成28年4月現在、大東町の進捗率は、約86%、三刀屋町は、約54%となっております。雲南市全体の進捗率は約89%となっております。</p> <p>なお、参考までに島根県の進捗率は、約49%、国の進捗率は約50%となっております。</p> <p>本日お諮り頂く調査地区（南村1工区）の位置については、雲南市管内図に赤く着色しておりますので、ご確認ください。</p> <p>また、議案の79ページに拡大しました位置図を添付しています。</p> <p>それでは、南村1工区について説明します。</p> <p>なお、南村地区においては、土地改良事業が施行されており、平成30年12月換地処分の子定であり、その後登記される子定であります。土地改良実施部分につきましては、国土調査法第19条5項の手續きにより登記されるため、雲南市が実施しています地籍調査の区域には、含まれていませんので、あらかじめ報告させていただきます。</p> <p>議案書の28ページをご覧ください。</p> <p>1番目の農地を非農地とする土地についてですが、田が156筆で、畑が205筆です。</p> <p>調査の結果、田につきましては、宅地が24筆、山林が12筆、原野が50筆、雑種地が14筆、牧場が8筆、池沼が1筆、小計109筆になりました。</p> <p>畑につきましては、宅地が20筆、山林が28筆、原野が71筆、雑種地が19筆、墓地が2筆、牧場が2筆、池沼が1筆、小計143筆となりました。</p> <p>合計調査前361筆が、調査後に252筆となりました。</p> <p>2番目の地目別筆数面積変動表についてですが、調査前の田の筆156筆が、調査後に19筆。また、調査前の畑の筆205筆が、調査後に73筆となっております。また、面積につきましては、減少しております。これは、実測に伴います面積の変動及び農地が山林化あるいは原野化しているため、減少しております。</p> <p>地目別筆数面積変動表等調書はご覧ください。</p> <p>個々の地目については、ご説明しませんのでご覧ください。</p> <p>地籍調査前1127筆であったものが、地籍調査後633筆となっております。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	ただ今、国土調査課から説明をいたしました。が、質疑はありませんか。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。 お諮りいたします。「議第158号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」は、提案のとおり了承として市長に報告することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、「議第158号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」は、提案のとおり了承として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立下さい。 一同互礼。 ご着席ください。</p>
事務局	<p>次にその他事項に入ります。 【その他事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新たな「農業委員会憲章」について</li> <li>(2) 3年3作の考え方について (雲南市農業委員会内規に関する申し合わせの確認)</li> <li>(3) 熊本地震義援金の納入について</li> <li>(4) 雲南地区農業委員会連絡協議会総会・研修会について</li> </ol>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_